

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成28年3月2日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500378号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500124号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成17年2月28日から同年3月1日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

平成17年2月28日から同年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年2月28日から同年3月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年2月28日から同年3月1日まで

私の年金記録において、A社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日が平成17年2月28日となっているが、同日まで勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間について、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る勤務記録及び平成17年度所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、請求者は、平成17年2月28日まで同社に勤務し、請求期間において25万円の給与の支払いを受け、当該給与に見合う標準報酬月額(26万円)より低い標準報酬月額(24万円)に見合う厚生年金保険料(1万6,720円)を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記の平成17年度所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 17 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日を平成 17 年 2 月 28 日と、社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 17 年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500382号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1500053号

第1 結論

昭和48年4月から同年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年4月から同年9月まで

私の母は、私が20歳になった時に、私の国民年金の加入手続を行った。私の国民年金保険料は、私が家事手伝いをしていたことにより母に納付してもらったが、請求期間の保険料納付記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、所持する年金手帳の国民年金欄の「はじめて被保険者となった日」が、昭和46年*月*日と記載されていることから、請求者が20歳になった昭和46年*月に、請求者の母が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和50年12月18日に社会保険事務所(当時)からA村(現在は、A市)に払い出された記号番号の一つであり、請求者に係る国民年金被保険者名簿により、請求者が最初に国民年金保険料を納付した日は、昭和50年12月27日であることが確認できることから、同年12月に請求者の国民年金の加入手続が行われたものと推認され、請求者の主張と符合しない。

また、請求者に係る特殊台帳(国民年金被保険者台帳のマイクロフィルム)及び国民年金被保険者名簿によると、請求者は、昭和50年12月29日に、国民年金法附則第18条に基づく第2回特例納付を利用して、20歳到達月の昭和46年*月から請求期間直前の昭和48年3月までの国民年金保険料を納付するとともに、請求期間直後の同年10月から昭和50年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できる。これらの国民年金保険料の納付記録については、第2回特例納付を利用して納付できる保険料は、制度上、昭和36年4月から昭和48年3月までの保険料とされていることから、請求期間の保険料は、当該特例納付を利用して納付することができない上、請求者が国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和50年12月時点では、請求期間の保険料は時効により過年度納付することができないことによるものであり、請求期

間の保険料が未納となっていることに不自然さは見られない。

さらに、請求期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金法附則第4条に基づく第3回特例納付（実施期間：昭和53年7月から昭和55年6月まで）を利用することによって可能であるが、請求者に係る特殊台帳及び国民年金被保険者名簿の両方に当該保険料納付の記録が無い上、請求者は、当該保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）を所持していない。

加えて、請求者は、請求期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、請求者の保険料を納付していたとする請求者の母は既に亡くなっているため、請求期間の保険料の納付状況は不明である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求期間の国民年金保険料を納付する前提となる上記記号番号と別の記号番号が、請求者に対して払い出された形跡は見当たらない。

そのほかに、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500333号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1500054号

第1 結論

昭和36年4月から昭和39年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年4月から昭和39年1月まで

私が昭和36年4月に結婚式を挙げ、同年11月*日に入籍するまでは、実家の母が私と弟の国民年金保険料と一緒にA町(現在は、B市)で納付していたはずである。また、入籍後は、嫁ぎ先の義母が夫と私の保険料と一緒にC市で納付してくれていたはずである。実家の弟や夫の請求期間と同時期の保険料の納付記録は納付済みとなっているので、私の保険料も納付しているはずである。調査の上、請求期間について、保険料の納付記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、昭和36年4月から同年9月までの期間について、請求者は、実家の母が自身と弟の国民年金保険料と一緒に納付していたはずである旨主張しているところ、請求者と連番で国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出された請求者の弟は、当該期間の保険料は納付済みである。

しかしながら、請求者に係るD市において管理されていた国民年金被保険者名簿には、納付書発行記録欄に「36.4~38.9、過送、53.7.7」と記載されており、当該記載内容について同市に照会したところ、同市は、昭和53年7月7日に昭和36年4月から昭和38年9月までの過年度納付書(第3回特例納付用)を発行したものである旨回答し、さらに、当時、被保険者本人からの申し出か何らかの打診があつて発行したものだと思われ、当市において国民年金保険料の納付状況が確認できない場合は、社会保険事務所(当時)や前住所地の市町村に照会し、保険料の未納期間であることを確認した上で納付書を発行していたものと思われる旨陳述していることから、当時、請求者に係る国民年金被保険者台帳又は市町村の国民年金被保険者名簿において、当該納付書発行記録欄に記載の期間については、保険料の未納期間として管理されていたものと考えられる。

また、請求者及びその弟は、国民年金保険料の納付に直接関与していない上、請求者の母も既に亡くなっているため、当該請求期間に係る保険料納付に関する実家の事情については不明である。

加えて、請求者が当該請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

請求期間のうち、昭和36年10月から昭和39年1月までの期間について、請求者は、C市の嫁ぎ先で、義母が、請求者の夫と自身の国民年金保険料を一緒に納付してくれていたはずである旨主張しているところ、請求者の夫及び義母は、当該期間の保険料は納付済みである。

しかしながら、請求者の国民年金保険料を、A町で払い出された記号番号で婚姻後のC市において納付するためには、国民年金に係る住所変更手続が必要となるが、当該記号番号に係る特殊台帳の住所変更欄には、C市へ住所変更した記録が無いことから判断すると、国民年金に係るA町からC市への住所変更手続が行われていなかったものと考えられる。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者にC市において記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

さらに、請求者及びその夫は、国民年金保険料の納付に直接関与していない上、請求者の義母も既に亡くなっているため、当時の保険料の納付状況について聴取することができない。

加えて、請求者が当該請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、口頭意見陳述においても、これまでの主張を裏付ける新たな事情は確認できない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。